

# 函館市 グリーン購入推進 ガイドライン



12 つくる責任  
つかう責任



13 気候変動に  
具体的な対策を



14 海の豊かさを  
守ろう



15 陸の豊かさも  
守ろう



令和6年（2024年）4月

## －目次－

1	函館市環境物品等調達方針	1
2	函館市グリーン購入推進ガイドラインとは	2
3	グリーン購入の意義	2
4	グリーン購入手順	3
5	グリーン購入推進目標	5
6	各部局のグリーン購入率について	6
7	グリーン購入の取り組みかた	7
8	分野ごとの対象品目と判断基準	8
	① 紙類	8
	② 文具類	9
	③ オフィス家具等	13
	④ 画像機器等	14
	⑤ 電子計算機等	15
	⑥ オフィス機器等	16
	⑦ 家電製品	17
	⑧ エアコンディショナー等	18
	⑨ 温水器等	19
	⑩ 照明	20
	⑪ 自動車等	21
	⑫ 消火器	22
	⑬ 制服・作業服等	23
	⑭ インテリア・寝装寝具	24
	⑮ 作業手袋	25
	⑯ その他繊維製品	26
	⑰ 災害備蓄用品	27
	⑱ ごみ袋等	28
	⑲ 印刷物（外部発注）	29
	参考	33

# 1 函館市環境物品等調達方針

函館市環境物品等調達方針は、グリーン購入法の規定に基づき、庁内におけるグリーン購入の更なる推進を図るために策定しています。

## 函館市環境物品等調達方針

### 1.目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）第10条第1項の規定により、函館市における環境の負荷の低減に資する環境物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進するための方針を定める。

### 2.適用範囲

適用範囲については、函館市環境配慮率先行動計画に準拠する。ただし、同計画14(4)の関連団体等に係る実施状況の把握については、この限りでない。

### 3.基本方針

物品等を調達する際は、次の要件を考慮して選択し、発注等に当たっては、その必要性を吟味するとともに、適正な量の発注に努めるものとする。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- (4) 長期間の使用ができること
- (5) リユース（再使用）が可能であること
- (6) リサイクル（再生使用）が可能であること
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること
- (8) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと
- (9) その他、環境への負荷の低減に資することができるものであること

### 4.環境物品等の判断基準等

環境物品等の種類、対象品目、具体的な判断基準等は、「函館市グリーン購入推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で定めるものとする。

### 5.推進目標

グリーン購入の推進目標はガイドラインで定めるものとする。

### 6.推進体制

グリーン購入の推進については、函館市環境配慮率先行動計画の推進体制をもって行う。

### 7.進行管理および公表

進行管理の責任者は各部署の庶務担当課長（環境管理委員）とし、取り組み状況は函館市環境白書等により公表する。

### 8.検討体制

グリーン購入の対象品目、推進目標および実績把握の方法等については、「函館市グリーン購入推進検討委員会」において検討する。

### 9.市民・事業者へのグリーン購入の促進

市は、市内におけるグリーン購入を促進するために、情報の提供や意識啓発などに努める。

#### 附則

本調達方針は、平成14年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

#### 附則

本調達方針は、平成29年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

## 2 函館市グリーン購入推進ガイドラインとは

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、購入量を削減するとともに、品質や価格だけでなく、環境のことを考え、環境負荷のできるだけ小さい製品やサービス（環境物品等）を優先して購入することです。

本ガイドラインは函館市環境物品等調達方針に基づき、環境に配慮した製品の購入・調達における対象品目、判断基準、目標等を定めたものです。各部局で物品等を購入する際は、本ガイドラインの対象品目および判断基準等を必ず確認してから購入してください。

## 3 グリーン購入の意義

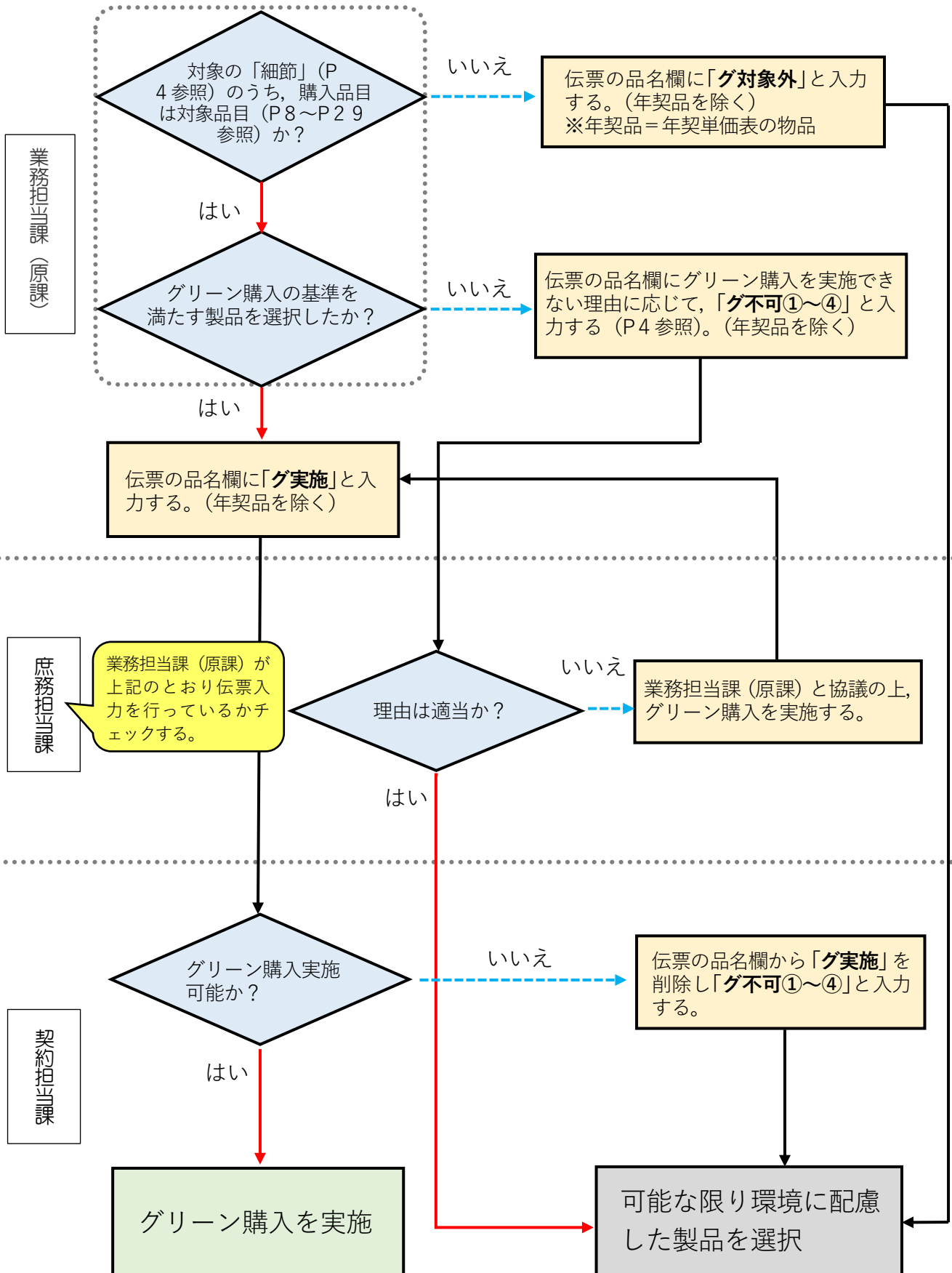
グリーン購入に取り組むことによって、エネルギーや資源の消費を低減し、廃棄物の発生を抑えることや、環境意識を高めるだけでなく、企業に環境にやさしい製品・サービスの開発を促し、環境を考えた経営を促進することにつながるなど、環境面だけでなく、社会面、経済面への効果が期待できます。

また、本市では令和4年度の市政執行方針において、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指していることからグリーン購入の率直的な取組が必要とされています。



# 4 グリーン購入手順

## 8 分野ごとの対象品目と判断基準 (P 8～) 参照



◇ 「4 グリーン購入手順」の対象となる「節」、「細節」の一覧（企業局、病院局は除く）

節	細節
報償費	選手賞品費，報償金（記念品等購入費），賞賜金（その他），学校行事用報償金，その他
需用費	消耗品費，印刷製本費，文具費，教材費，貸与被服費，給食消耗品費，文具印刷製本費，教室用消耗品費，学校行事用消耗品費，学校行事用印刷製本費，保健消耗品費，新学習指導要領対応教材費
原材料費	原材料費，校舎等維持補修用原材料費
備品購入費	備品購入費，大型備品購入費，自動車購入費，教材費，文具備品購入費，教室用備品購入費，図書備品購入費，学校行事用備品購入費，保健備品購入費，給食備品購入費，新学習指導要領対応備品購入費

※ 年契品以外で上記の細節で執行する場合は，必ず伝票の品名欄に「グ実施」，「グ対象外」，「グ不可①～④」のいずれかを入力してください。（単価契約以外の名刺を購入する場合も，「グ実施」または「グ不可①～④」を入力してください。）

◇ 対象品目であるがグリーン購入を実施できない理由

以下の理由に応じて，伝票に入力してください。

グ不可①：要求する品質・規格のものが製造されていないため

グ不可②：価格がかなり高く，予算の制約を受けるため

グ不可③：納品に時間を要し，業務に支障が出るため

グ不可④：その他

※ 「グ不可④」については，伝票の空いている欄等に鉛筆で理由を記載してください。

なお，印刷物（外部発注）については，昨今の国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い，グリーン購入法適合の印刷用紙等の納入が困難な場合は，「グ不可④」と入力し，「古紙需給環境の影響により，調達が困難」と記載してください。

【伝票入力例】

※ 「グ実施」「グ対象外」「グ不可①～④」は項目・品名欄の頭に記載し，一字空けて品名を入力してください。

連番	品名コード	項目・品名	納入場所	数量	単価／金額
001		<b>グ実施</b> コピー用紙	環境部環境総務課	5.00 冊	800.00 4,000
002		<b>グ対象外</b> USBメモリ	環境部環境総務課	3.00 個	1000.00 3,000
003		<b>グ不可①</b> マルチノート	環境部環境総務課	1.00 冊	150.00 150

※ グリーン購入の実績を把握するために，グリーン購入手順通り行われなかった場合等は，集計時に内容を確認します。

## 5 グリーン購入推進目標

(1) グリーン購入率の目標値 85%

(2) 分野別グリーン購入率の目標値

分野	目標値
① 紙類	95%
② 文具類	90%
③ オフィス家具等	75%
④ 画像機器等	100%
⑤ 電子計算機等	100%
⑥ オフィス機器等	95%
⑦ 家電製品	80%
⑧ エアコンディショナー等	65%
⑨ 温水器等	50%
⑩ 照明	80%
⑪ 自動車等	70%
⑫ 消火器	100%
⑬ 制服・作業服等	60%
⑭ インテリア・寝装寝具	50%
⑮ 作業手袋	40%
⑯ その他繊維製品	40%
⑰ 災害備蓄用品	60%
⑱ ごみ袋等	40%
⑲ 印刷物（外部発注）	65%

グリーン購入率（%）＝グリーン購入実施品目／対象品目<sup>※</sup>×100

※ グリーン購入実施品目＋グリーン購入未実施品目

## 6 各部署のグリーン購入率について

2か年度連続でグリーン購入の目標値を達成できなかった部署は、グリーン購入率改善報告書を環境管理事務局（環境政策課）まで提出してください。

### グリーン購入率改善報告書

部課名		庶務係長等* <sup>1</sup>	
基準未達成の原因			
基準達成のための処置または取組内容			
環境管理委員（庶務担当課長等）* <sup>2</sup> からの指示等			

※ この報告書は、庶務係長等が作成し、環境管理事務局（環境政策課）に提出してください。

※ 環境管理委員は、報告の内容を確認し、必要に応じて指示等を行ってください。

\* 1 教育委員会、病院局、企業局は物品契約担当主査・係長

\* 2 教育委員会、病院局、企業局は物品契約担当課長

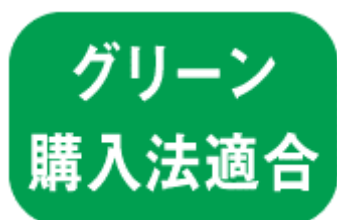


## 7 グリーン購入の取り組みかた

---

- (1) 購入品目が、グリーン購入の対象品目か確認してください。
- (2) 対象となる場合は、判断の基準となるラベル・文言等がついているものを選択してください。

〈参考となる環境ラベル等〉












- (3) できるだけ優先順位1のものを選択することが望ましいですが、やむを得ず選択できない場合は、優先順位2のものを選択してください。
- (4) 印刷物（外部発注）については、配慮事項も検討してください。

### ■ グリーン購入に取り組む上で参考となる主なホームページ

- ・ エコ商品ねっと（日本最大級の環境情報データベース）－グリーン購入ネットワーク  
<https://www.gpn.jp/econet/>
- ・ エコマーク認定商品検索サイト－エコマーク事務局  
<http://www.ecomark.jp/search/search.php>
- ・ グリーン購入のためのサイト－グリーンステーション・プラス  
<https://g.greenstation.net/>
- ・ グリーン商品ショップ－ASKUL  
<https://www.askul.co.jp/green/>
- ・ 省エネ型製品情報サイト  
<https://seihinjyoho.go.jp/>

# 8 分野ごとの対象品目と判断基準

## ① 紙類









用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
情報用紙	<b>コピー用紙</b> ・ PPC 用紙, PPC カラー用紙, 共用紙等	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	<b>フォーム用紙</b> ・ NIP 用紙等		
	<b>インクジェットカラープリンター用塗工紙</b> ・ スーパーファイン紙等		
印刷用紙	<b>塗工されていない印刷用紙</b> ・ 上質紙, 中質紙, 更紙, プロッター用紙, マルチカード等	 エコマーク	 FSC
	<b>塗工されている印刷用紙</b> ・ アート紙, コート紙, マット紙等		
衛生用紙	<b>トイレットペーパー</b>	トイレットペーパーおよびティッシュペーパーは古紙配合率 100% のもの	  森林認証紙
	<b>ティッシュペーパー</b> ・ ボックスタイプ, ポケットタイプ, ピロータイプ		
			 間伐材マーク 間伐材紙
			 グリーンマーク
			色上質紙は古紙パルプが配合されているもの

### 【備考】











※ 対象外の品目

- ・ 特殊紙 (トレーシングペーパー等)
- ・ 複写紙, 感圧紙 (ノーカーボン紙, 裏カーボン紙等)
- ・ 感熱紙 (レジ用, FAX 用等)
- ・ 圧着紙 (圧着はがき用紙等)
- ・ 耐水紙

## ② 文具類

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
筆記具	<b>シャープペンシル</b> ・ノック式（ホルダー式）、回転式、複合筆記具	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。  エコマーク	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"><b>GPN掲載</b></div> 「エコ商品ねっと」掲載商品    森林認証材・紙
	<b>シャープペンシル替芯</b>		
	<b>ボールペン</b>		
	<b>マーキングペン</b> ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 ・詰替用は対象外		
	<b>鉛筆</b> ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは対象外		
印章・ スタンプ台	<b>スタンプ台</b> ・補充インキは対象外		 間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマスマーク
	<b>朱肉</b> ・補充用朱油・朱液は対象外		
	<b>印章セット</b>		
	<b>印箱</b>		
	<b>ゴム印</b> ・年契品の彫刻ゴム印、鋳造ゴム印は対象外		
	<b>回転ゴム印</b> ・年契品の自動印、ナンバリング、チェックライター等は対象外		
図案・ 製図用具	<b>定規</b> ・直線定規、三角定規、分度器等 ・製図機、製図台、コンパスは対象外		
一般事務用品	<b>トレー</b> ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		再生材を使用しているもの
	<b>消しゴム</b> ・砂消し、ペン型等含む		
	<b>ステープラー（汎用型）〈ホッチキス等〉</b> ・No.10の針使用のハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプ対象外		定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの
	<b>ステープラー（汎用型以外）</b> ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは対象外		
	<b>ステープラー針リムーバー</b>		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	連射式クリップ（本体）〈ガチャック等〉	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。  エコマーク	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">GPN掲載</div> 「エコ商品ねっと」掲載商品    森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマスマーク
	事務用修正具（テープ） ・交換用カートリッジ，カバーテープ等含む		再生材を使用しているもの
	事務用修正具（液状） ・補充液は対象外		定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの
	クラフトテープ		
	布粘着テープ ・プラスチック製クロステープ含む		
	両面粘着紙テープ		
	セロハンテープ*		
	メンディングテープ*		
	OPP，透明梱包テープ*		
	製本テープ ・ホットメルト樹脂タイプ含む		
	ブックスタンド ・ブックエンド，デスクラック，パンフレットスタンド等含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等含む		
	クリップケース ・ゼムボックス，マグネットボックス等含む		
	はさみ		
	マグネット（玉） ・フック，クリップは対象外		
	マグネット（バー）		
	テープカッター ・机上用，ハンディータイプ，テープ付含む		
	パンチ（手動）		
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削り（手動）		
	OA クリーナー（ウェットタイプ） ・詰替用は対象外		
	OA クリーナー（液タイプ） ・ボトル，スプレー，ミスト，泡タイプ等 ・詰替用は対象外		
	ダストブロワー（エアダスター）		
レターケース ・デスクチェスト，小物キャビネット等含む			
メディアケース ・箱状のもの，ブックタイプのもの			

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	マウスパッド	<b>G法適合</b> <b>グリーン購入法適合</b> グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。 	<b>GPN掲載</b> 「エコ商品ねっと」掲載商品    森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマスマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">再生材を使用しているもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの</div>
	OA フィルター（枠あり）		
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター，デスクカッター等		
	カッターナイフ		
	カッティングマット（カッターマット）		
	デスクマット		
	OHP フィルム ・ラミネートフィルムは対象外		
絵画用品	絵筆 ・刷毛は対象外		森林認証材・紙 間伐材・紙 グリーンマーク バイオマスマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">再生材を使用しているもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの</div>
	絵の具 ・ポスターカラー，固形状絵の具，粉末状絵の具 ・ペンキは対象外		
	墨汁，朱液		
事務用のり	のり（液状）（補充用を含む）		森林認証材・紙 間伐材・紙 グリーンマーク バイオマスマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">再生材を使用しているもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの</div>
	のり（澱粉のり）（補充用を含む）		
	のり（固形）（補充用を含む）		
	のり（テープ）（補充用を含む）		
ファイル・ バインダー類	ファイル ・穴を開けてとじる各種ファイル （フラットファイル，レターファイル，ファスナー，スプリングファイル，キャップ式ファイル，パイプ式ファイル，スタンド式ファイル，とじこみ表紙，パッチファイル，ホック式ファイル，ビス式ファイル，スモールファイル，A-Zファイル） ・穴を開けずに閉じる各種ファイル （フォルダー，ホルダー，ハンキングフォルダー，持出しフォルダー，ボックスファイル，ドキュメントファイル，透明ポケット式ファイル，スクラップブック，Z式ファイル，クリップファイル，プレスファイル，ピン式ファイル，パンフレットファイル，スライド式ファイル，用箋狭（クリップボード），図面ファイル，図面ケース，ケースファイル等） ・コンピューター用データファイル （キャップ式，スライド式，フッキング式，レター式） ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般 （替表紙，板目表紙，名刺ホルダー，はがきホルダー，書類・文書用保存箱（イージーキャビネット），サンプルボックス，チャック付ケース等）		森林認証材・紙 間伐材・紙 グリーンマーク バイオマスマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">再生材を使用しているもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの</div>
	バインダー ・MP，リング，その他，コンピュータ用等		
	ファイリング用品 ・背見出し，ポケット，仕切り紙等		
	アルバム（台紙を含む） ・台紙式，ポケット式，工事用等		
	つづりひも（綴じ紐）		
	カードケース ・名刺整理箱等含む		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
紙製品	<b>事務用封筒（紙製）</b> ・クッション材入りものを含む ・祝儀袋等は対象外	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。   エコマーク	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>GPN掲載</b> </div> 「エコ商品ねっと」掲載商品   FSC   森林認証材・紙   間伐材・紙   グリーンマーク   バイオマスマーク
	<b>窓付き封筒（紙製）</b>		
	<b>けい紙</b> ・模造紙，方眼紙，レポート用紙，セクションペーパー，ルーブリーフ，メモ帳，原稿用紙，伝票，便せん，計算用紙・集計用紙，社内用紙等		
	<b>ノート</b>		
	<b>パンチラベル</b>		
	<b>タックラベル（主にタイトル用）</b> ・宛名用，タイトル用，OA用		
	<b>インデックス（主に見出し用）</b>		
その他	<b>付箋紙</b> ・ロールタイプ含む		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           再生材を使用しているもの         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの         </div>
	<b>付箋フィルム</b> ・ロールタイプ含む		
	<b>黒板拭き</b>		
	<b>ホワイトボード用イレーザー</b> ・交換用は対象外		
	<b>額縁</b> ・フレーム，パネル等含む		
	<b>ごみ箱</b>		
	<b>リサイクルボックス</b> ・多段式，連結式含む		
	<b>名札（机上用）（カード立て）</b>		
	<b>名札（衣服取付型・首下げ型）</b>		
	<b>鍵かけ（フックを含む）</b>		
	<b>チョーク</b>		
	<b>グラウンド用白線</b>		
	<b>梱包用バンド</b> ・紙ひも等		
<b>テープ印字機用テープ，カセット</b> ・インクリボンカセットは対象外			

**【備考】**

\* セロハンテープ，メンディングテープ，OPP，透明梱包テープはグリーン購入法の対象品目ではなく，函館市独自の品目のため，エコマークまたは優先順位2のものを選択してください。

※ 金属が主要材料であって，プラスチック，木質または紙を使用していないものは対象外とします。

### ③ オフィス家具等

対象品目	判断の基準となるラベル等		
	優先順位 1	優先順位 2	
<b>いす</b> ・回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等 ・座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外	<b>G法適合</b> <b>グリーン購入法適合</b> グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。   エコマーク   JOIFA グリーンマーク	<b>GPN掲載</b> 「エコ商品ねっと」掲載商品   FSC    森林認証材・紙   間伐材マーク   間伐材・紙	
<b>机</b> ・デスク、テーブル、カウンター作業台等含む			再生材を使用しているもの
<b>棚</b> ・ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等含む			バイオマスプラスチックを使用しているもの
<b>収納用什器（棚以外）</b> ・システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む			 JIS マーク ※主要材料が木材のもののみ
<b>ローパーティション</b>			定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの
<b>コートハンガー</b>			ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品
<b>傘立て</b>			
<b>掲示板</b> ・展示パネル、案内板（インフォメーションボード）等含む			
<b>黒板</b> ・電子黒板、キャプチャーボード等含む			
<b>ホワイトボード</b>			
<b>個室ブース</b> ・ドアおよび天井で囲われた移動や移設が可能なブース			
<b>ディスプレイスタンド</b> ・ディスプレイを固定する機能を持つ自立するもの ・卓上タイプのモニタースタンド、モニター台は対象外			

#### 【備考】

※ いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とします。






棚および収納用什器については、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とします。

#### 【参考】

- （一社）日本オフィス家具協会（JOIFA）「グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]」  
<https://www.joifa.or.jp/useful/eco.html>

④

画像機器等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
コピー機（複写機）	 <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
複合機		
拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
プロジェクタ		
トナーカートリッジ	<p>定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機のみ</p>  <p>国際エネルギースタープログラム（エネスタ） ※複合機、プリンタ、プリンタ複合機およびスキャナは Version3.0、コピー機、リユース機、業務用機器は Version2.0 に適合しているもの</p>	<p>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品 ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機のみ</p>
・トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの		
・回収カートリッジ、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外		
・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは対象外	 <p>E &amp; Q マーク</p>	
インクカートリッジ		
・インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ		
・容器にインクを補充するタイプは対象外		

【備考】

- ・ リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮していると謳っているものに関しても、判断の基準となるラベル等が確認できるものを選択してください。
- ・ 使い終わったインクカートリッジは、ごみとして捨てずに、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」等のしくみ（回収ボックス等）を積極的に利用し、インクカートリッジの再資源化に努めてください。






<http://www.inksatogaeri.jp/>



## ⑤ 電子計算機等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<b>電子計算機 (パーソナルコンピューター)</b> ・タブレットは対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。	 「エコ商品ねっと」掲載商品
<b>磁気ディスク装置 (ハードディスク)</b>	 エコマーク   国際エネルギースタープログラム (エネスタ) ※電子計算機, ディスプレイは Ver.8.0 以上に適合しているもの	 PC グリーンラベル ※パソコンのみ   J-Moss グリーンマーク
<b>ディスプレイ</b>	 省エネラベリング制度 (緑色) ※電子計算機, 磁気ディスク装置のみ	
<b>記録用メディア (CD, DVD, BD)</b> ・USB メモリ, SD カードは対象外	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             記録用メディアはケースがスリムタイプ (5 mm 程度以下) またはスピンドルタイプのもの           </div>	

## ⑥ オフィス機器等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
シュレッダー	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
デジタル印刷機	 <p>エコマーク</p> <p>シュレッダーは以下の基準を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機時消費電力が 1.5w 以下</li> <li>・低電力モードまたはオフモードへの移行時間が 10 分以下</li> </ul>	
掛時計	<p>掛時計は以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池式</li> <li>・太陽電池＋一次電池使用（5年以上使用可能）</li> <li>・一次電池使用（5年以上使用可能）</li> </ul>	
電子式卓上計算機（電卓）	<p>電子式卓上計算機（電卓）は以下の基準を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるもの</li> <li>・再生プラスチックが 40%以上またはバイオマスプラスチックが使用されていること</li> </ul>	
一次電池または小型充電式電池（単1～単4形）	 <p>JIS マーク ※アルカリ・小型充電式電池のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの）</li> <li>・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等</li> </ul>	

7

家電製品

対象品目	判断の基準となるラベル等													
	優先順位 1	優先順位 2												
電気冷蔵庫	 <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>												
電気冷凍庫	 <p>エコマーク</p>	 <p>J-Moss グリーンマーク</p>												
電気冷凍冷蔵庫	 <p>統一省エネラベル (下記の省エネ基準達成率を満たす必要がある)</p>	 <p>明日のために、ノンフロン。 ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ</p>												
テレビジョン受信機 ・10V以下のものは対象外 ・8K テレビは対象外	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>省エネ達成基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫</td> <td>105%以上</td> </tr> <tr> <td>電気冷凍庫</td> <td>110%以上</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>2K未満(HD, フルHD)は 75%以上 2K以上4K未満は100%以上 4K以上は70%以上 有機ELは84%以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	省エネ達成基準等	電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫	105%以上	電気冷凍庫	110%以上	テレビ	2K未満(HD, フルHD)は 75%以上 2K以上4K未満は100%以上 4K以上は70%以上 有機ELは84%以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>省エネ達成基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫, 電気冷凍庫</td> <td>100%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫, 電気冷凍庫は上記を満たすこと</p>	区分	省エネ達成基準等	電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫, 電気冷凍庫	100%以上
区分	省エネ達成基準等													
電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫	105%以上													
電気冷凍庫	110%以上													
テレビ	2K未満(HD, フルHD)は 75%以上 2K以上4K未満は100%以上 4K以上は70%以上 有機ELは84%以上													
区分	省エネ達成基準等													
電気冷蔵庫, 電気冷凍冷蔵庫, 電気冷凍庫	100%以上													
電気便座 (温水洗浄便座) ・暖房用の便座のみを有するものは対象外	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯湯式</td> <td>172 kWh/年 以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間式</td> <td>87 kWh/年 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気便座は上記を満たすこと</p>	区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	貯湯式	172 kWh/年 以下	瞬間式	87 kWh/年 以下	<p>※テレビジョン受信機はリモコン待機時の消費電力が0.5W以下のもの</p>						
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)													
貯湯式	172 kWh/年 以下													
瞬間式	87 kWh/年 以下													
電子レンジ ・オーブンレンジ含む	 <p>省エネラベル (緑色) ※電子レンジのみ ※電子レンジは待機時消費電力0.05W以下のもの</p>	<p>定量的環境情報 (カーボンフットプリント) が開示されているもの ※テレビ, 電気便座のみ</p>  <p>省エネラベル (緑色) ※電気便座, 電子レンジ除く</p>												

## ⑧ エアコンディショナー等


















対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<b>家庭用エアコンディショナー</b> ・除湿器, 扇風機, サーキュレーター等は対象外	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。	 「エコ商品ねっと」掲載商品
<b>業務用エアコンディショナー</b>	 統一省エネラベル (省エネ法達成率 100%以上のもの) ※家庭用エアコンディショナーのみ	 J-Moss グリーンマーク
<b>ガスヒートポンプ式冷暖房機</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             業務用エアコンディショナー(ビル用マルチ)は, 省エネ法達成率 100%以上のもの           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             エアコンディショナーは冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であるもの           </div>
<b>ガスストーブ</b> ・FF 式暖房機(密閉式強制対流式) ・吸排気筒等が無い開放式の暖房機は対象外	 JIS マーク ※ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ APFp(期間成績係数)が 1.07 以上のもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             業務用エアコンディショナーは, 省エネ法達成率 88%以上のもの           </div>
<b>石油ストーブ</b> ・FF 式暖房機(密閉式強制対流式), 煙突式(半密閉式放射式) ・吸排気筒等が無い開放式の暖房機は対象外	 省エネラベル(緑色) ※ストーブのみ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ガスヒートポンプ式冷暖房機はオゾン層破壊物質不使用のもの           </div>

## ⑨ 温水器等





対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
ヒートポンプ式電気給湯器	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ガス・石油温水機器の内、潜熱回収型は、エネルギー消費効率が 90 以上のものハイブリッド給湯器は、年間給湯率が 108%以上</p> </div>
ガス温水機器	 <p>省エネラベル (緑色) ※ヒートポンプ式電気給湯器 (家庭用) は緑色ラベルのうち、ノンフロンのもの</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>定量的環境情報 (カーボンフットプリント) が開示されているもの</p> </div>
石油温水機器	<p>省エネラベル (緑色) ※ヒートポンプ式電気給湯器 (家庭用) は緑色ラベルのうち、ノンフロンのもの</p>	
ガスコンロ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>業務用のヒートポンプ式電気給湯器は年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率 (年間加熱効率) が、加熱能力が 20kW 以下の場合には 4.0, 20kW を超える場合は 3.5 以上</p> </div>	
ガスオーブン		

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<p><b>LED 照明器具</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つり下げ形, じか付け形, 埋込み形, 壁付け形, 投光器, 防犯灯</li> <li>・卓上スタンドは対象外</li> <li>・非常用の照明装置のうち, 蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は対象外</li> </ul>	<p><b>G 法適合</b> <b>グリーン購入法適合</b></p> <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>  <p>エコマーク ※電球形 LED ランプのみ</p>	<p><b>GPN掲載</b></p> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>LED 照明器具は 光源寿命が 40,000 時間以上</p> <p>電球形 LED ランプは定格寿命が 40,000 時間以上 ビーム開き 90 度未満の反射形は 30,000 時間以上</p> <p>定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの</p> <p>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品</p>
<p><b>電球形 LED ランプ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直管型, 人感センサ, 非常用照明（直流電源回路）等に装着するランプは対象外</li> </ul>		

# 11 自動車等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<b>乗用車（リース・レンタル含む）</b> （乗車定員 10 人以下かつ車両総重量 3.5 ト以下の乗用車（普通自動車、小型自動車および軽自動車））	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。 <b>次世代自動車</b> （電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車およびクリーンディーゼル自動車） ※内燃機関を有する車両（ハイブリッド車、クリーンディーゼル車）の場合、乗用車は、下記の燃費基準、排ガス基準を、乗用車以外の自動車は優先順位 2 の各基準を満たす必要がある。	 「エコ商品ねっと」掲載商品 <b>自動車※乗用車以外</b> <b>〈小型バス〉</b>  自動車燃費性能評価・公表制度 平成 27 年度基準達成 <b>〈小型貨物車〉</b>  2022 年度基準 90%達成 <b>〈バス等、トラック等、トラクタ〉</b>   平成 27 年度基準 5%超過達成 <b>〈小型バス、小型貨物車のみ〉</b>    低排出ガス車認定制度 平成 30 年 50%低減、75%低減 または平成 17 年 75%低減 ガソリン車、LP ガス自動車は、燃費、低排出ガスの基準を満たす必要があるが、ディーゼル車は、燃費基準のみ満たせばよい。
<b>自動車（リース・レンタル含む）※乗用車以外</b> <b>・小型バス</b> （乗車定員 11 人以上、車両総重量 3.5 ト以下の乗用車） <b>・小型貨物車</b> （軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量 3.5 ト以下の貨物の運送の用に供する自動車） <b>・バス等</b> （乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 ト超の乗用自動車） <b>・トラック等</b> （車両総重量 3.5 ト超の貨物自動車（けん引自動車を除く）） <b>・トラクタ</b> （車両総重量 3.5 ト超のけん引自動車（けん引自動車に限る））	<b>乗用車</b> <b>（ハイブリッド車、クリーンディーゼル車）</b>   自動車燃費性能評価・公表制度 2030 年度燃費達成基準 70%以上かつ、2020 年度燃費基準値以上    低排出ガス車認定制度 （ハイブリッド車のみ） 平成 30 年 50%低減、75%低減 または平成 17 年 75%低減	
<b>乗用車用タイヤ</b> ・スタッドレスタイヤは対象外	  低燃費タイヤ統一マーク ※乗用車用タイヤのみ	
<b>2 サイクルエンジン油</b>	 エコマーク ※2 サイクルエンジンのみ	

## ⑫ 消火器

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<b>消火器</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末 ABC 消火器が対象</li> <li>・消火薬剤の詰替用含む</li> <li>・エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外</li> </ul>	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの</p> </div>



対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<b>制服</b> ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">再生材を使用したもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">植物由来の合成繊維を使用したもの</div>
<b>作業服</b> ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート, エプロン, 給食衣, 手術衣, スクラブ等含む	  エコ・ユニフォームマーク	
<b>帽子</b> ・ポリエステル繊維を使用した製品	 <b>PETボトル</b> <b>再利用品</b> PET ボトルリサイクル推奨マーク	

## 【備考】

- ・ ポリエステル繊維および植物を原料とする合成繊維を含まないもの（綿100%製やゴム製等）は対象外です。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
金属製ブラインド	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>  <p>エコマーク</p>  <p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>フレームマーク</p>  <p>衛生マットレス</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>再生材を使用したもの</p> <p>未利用繊維・反毛繊維を使用したもの</p> <p>植物由来の合成繊維を使用したもの</p> <p>定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの ※タフテッドカーペット，織じゅうたん，ニードルパンチカーペットのみ</p> <p>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品 ※タイルカーペット，タフテッドカーペット，織じゅうたん，ニードルパンチカーペットのみ</p> <p>ベッドフレームは間伐材，端材等の再生資源か合法材を使用したもの，またはバージンパルプの合法性が担保されたもの</p>  <p>マットレスはフロン類不使用のもの，またはホルムアルデヒドの放出量が 75ppm 以下のもの</p>
布製ブラインド		・ポリエステル繊維，植物を原料とする合成繊維を使用した製品
カーテン		・ポリエステル繊維，植物を原料とする合成繊維を使用した製品
タイルカーペット		
タフテッドカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されているもの ※タイルカーペットのみ
毛布		・ポリエステル繊維を使用した製品
ふとん		・ポリエステル繊維，再使用した詰物を使用した製品
ベッドフレーム		・金属製のものは対象外 ・医療用，介護用，高度医療に用いるもの等は対象外
マットレス	・高度医療に用いるものは対象外	

## 【備考】

- ・ 布製ブラインド，カーテンについては，ポリエステル繊維および植物を原料とする合成繊維を含まないもの（綿 100%製やゴム製等）は対象外です。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<p><b>作業手袋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要材料が繊維の製品が対象</li> <li>・ 革, ゴム, ビニール手袋等の繊維を使用していないものは対象外</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>G 法 適合</b></p> </div> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>グリーン 購入法適合</b></p> </div> </div> <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div>	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p><b>GPN掲載</b></p> </div> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>再生材を使用したもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>未利用繊維・反毛繊維を使用したもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>植物由来の合成繊維を使用したもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>漂白剤を使用していないもの</p> </div>

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
集会用テント	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p>  <p>エコマーク</p>  <p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ブルーシート		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再生材を使用したもの</div>
防球ネット		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">未利用繊維・故繊維を使用したもの</div>
旗		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">植物由来の合成繊維を使用したもの</div>
のぼり		
幕（横断幕，懸垂幕）		
モップ		

# 17 災害備蓄用品

対象品目	判断の基準となるラベル等																	
	優先順位 1	優先順位 2																
① 災害備蓄用飲料水	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> <b>G 法 適合</b> </div> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> <b>グリーン 購入法適合</b> </div> </div> <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ①：賞味期限が5年以上                      ②：賞味期限が3年以上                 </div> <p>※飲食料は上記の表示があること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     非常用携帯燃料は品質 保証期限が5年以上                 </div>	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px; display: inline-block;"> <b>GPN掲載</b> </div> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>																
① アルファ化米			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     携帯発電器は騒音レベルが 98 デシベル以下または連続運転可 能時間が 3 時間以上（カセット ボンベ型は 1 時間以上）のもの                 </div>															
① 保存パン					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     非常用携帯電源は電気容量が 100Wh 以上または保証期間が 使用推奨期限が 5 年以上のもの                 </div>													
① 乾パン																		
① レトルト食品等																		
② 栄養調整食品																		
② フリーズドライ食品																		
非常用携帯燃料																		
携帯発電機 ・定格出力が 3 k V A 以下のもの																		
非常用携帯電源																		

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<p><b>プラスチック製ごみ袋</b></p> <p>・行政事務によって発生した廃棄物の処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋</p>	<div style="text-align: center;">   </div> <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バイオマスプラスチックマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バイオマスマーク</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>植物由来のプラスチック（バイオマスプラスチック）を25%以上使用したもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>再生プラスチックを40%以上使用したもの</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>バイオマスプラスチックを使用したもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再生プラスチックを使用したもの</p> </div>

## 19 印刷物（外部発注）

対象品目	判断基準	配慮事項
★広報紙、報告書等	グリーン購入法適合*1の用紙・封筒を使用(冊子の表紙は除く)。ただし、色上質紙を使用する場合は、古紙パルプが配合されていること	★の印刷物は以下の①②を満たすこと。 ① リサイクルに適した用紙、インキ等の資材の使用*2 ② 印刷物へのリサイクル適性の表示*2 ..... 〈オフセット印刷〉 植物由来のインキ（植物油インキ等）またはNL 規制適合インキ（化学安全性の基準を満たした）を使用 〈デジタル印刷〉 化学安全性の確認されたトナーまたはインキを使用 《共通事項》 再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文章やマークで表示
★ポスター		
★チラシ		
★パンフレット		
★リーフレット		
名刺*3		
封筒		
窓付き封筒	森林認証材パルプや間伐材等パルプ（環境に配慮したバージンパルプ）を使用	
製本機や OCR 装置を使用する通知書等		

### 【備考】

- \*1 グリーン購入法適合の用紙・封筒とは以下の条件を満たしたものです。  
印刷用紙：総合評価値80以上の用紙（総合評価値とは、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量、塗工量といった環境指標を適切に組み合わせ総合的に数値化したものです。  
フォーム（NIP）用紙：古紙パルプ配合率70%以上、白色度70%以下、塗工量が両面で12 g/m<sup>2</sup>以下の用紙  
封筒：古紙パルプ配合率40%以上の封筒  
窓付き封筒：古紙パルプ配合率40%以上、かつ窓部分はグラシン紙、再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックを使用した封筒
- \*2 詳細はP32の「リサイクルしやすい印刷物作成のすすめ」を参照してください。
- \*3 調度課で単価契約されている名刺の台紙は、グリーン購入法適合です。
- 対象外のもの  
特殊紙、感熱紙等のP8の紙類で対象外の品目を使用しなければならない印刷物です。
- P30の環境に配慮した印刷物の発注方法（例）や印刷仕様書の例を参考に判断基準に当てはまる印刷物を発注するほか、配慮事項も検討してください。
- 再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法について

(例) マークと文言で表示





★1  
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



★2

この印刷物は環境に配慮し再生紙と植物油インキを使用しております。

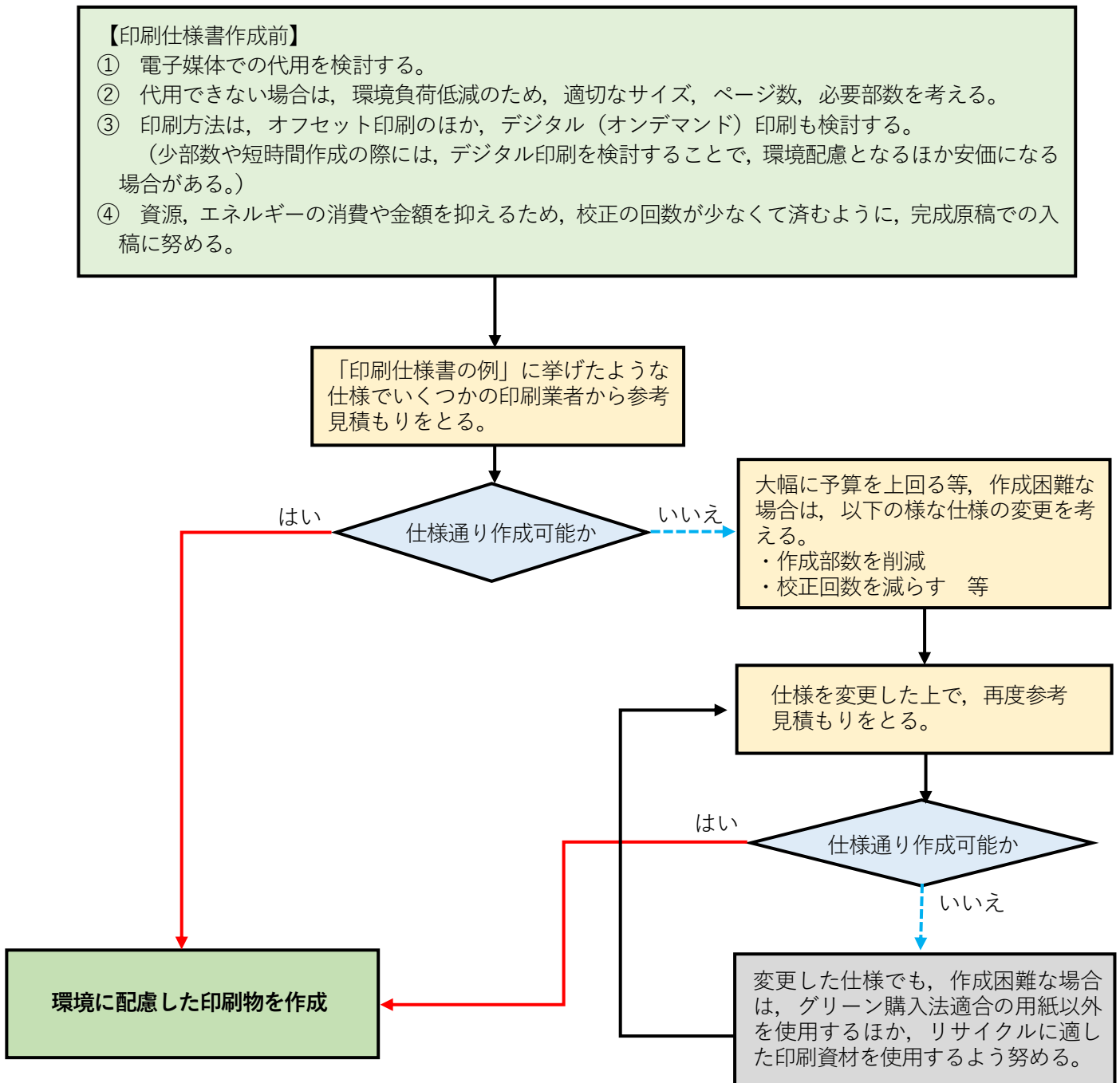
※ マークのみ、文言のみの表示も可能です。また、文言は基本的に自由です。

- ★1 再生紙使用マークは自由に使用できますが、古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認して正しく表示してください。同マークは下記の「3 R 活動推進フォーラム」のサイトからダウンロード可能です。
- ★2 植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、使用規定等に基づいて正しく表示してください。使用規定や同マークは庁内 Web の環境政策課のページからダウンロード可能です。

◎ マークの詳細

- ・ 3 R 活動推進フォーラム（再生紙マーク） [http://3r-forum.jp/activity/r\\_mark/index.html](http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html)
- ・ 印刷インキ工業連合会（植物油インキマーク） [http://www.ink-jpima.org/ink\\_syokubutu.html](http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html)

■ 環境に配慮した印刷物の発注方法（例）





■ 印刷仕様書の例

品目	チラシ
用紙	コート紙, 四六判 68kg, <b>グリーン購入法適合の用紙 (総合評価値 80 以上)</b>
規格	A4 判 2 頁 (両面印刷)
インキ類	<b>植物油インキを使用 (印刷インキ工業連合会に登録されたもの)</b>
印刷方法	オフセット印刷
備考	<b>用紙やインキはリサイクルに適したものの使用してください。リサイクル適性の表示, 再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため, リサイクルに適した資材および古紙配合率, 印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。</b>

品目	窓付き封筒
用紙	クラフト用紙, 75.5kg, <b>グリーン購入法適合の封筒 (古紙パルプ配合率 40%以上)</b>
窓部分	<b>グラシン紙, 再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックを使用</b>
インキ類	<b>植物油インキを使用 (印刷インキ工業連合会に登録されたもの)</b>
備考	<b>再生紙および植物油インキ使用の表示を希望するため, 古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。</b>

※ 通常のインキと環境に配慮したインキとの価格差が無い場合が多いため, 積極的に環境に配慮したインキを指定してください。

＼グリーン購入法適合の用紙が手に入りづらくてもできる／

## リサイクルしやすい印刷物作成のすすめ

その1 印刷仕様書に「リサイクルに適した（リサイクルを阻害しない）紙，インキ，製本（・表面）加工資材を使用する」旨を記載しましょう。

その2 リサイクルに適した（リサイクルを阻害しない）紙，インキ，製本（・表面）加工資材の使用を印刷業者に確認し，印刷物にその旨を表示しましょう。ただし，長期間にわたり保存・保管する等，リサイクルを前提としない印刷物については，適用しないものとします。

（表示例）

**この印刷物は，リサイクルできます。**

その3 リサイクルを阻害する資材を使用する場合は，印刷物にその旨を記載しましょう。ただし，長期間にわたり保存・保管する等，リサイクルを前提としない印刷物については，適用しないものとします。

（表示例）

**この印刷物は，リサイクルに適さない資材を使用しています。  
廃棄する際は，燃やせるごみとして出してください。**

■ リサイクルに適した主な印刷資材について  
仕様書に紙やインキ等の種類を記載する際は，下記の資材を記載するようお願いします。

### リサイクルに適した紙

- ① 普通紙・・・アート紙，コート紙，上質紙，中質紙，更紙
  - ② 加工紙・・・抄色紙，ファンシーペーパー，樹脂含浸紙（水溶性のもの）等
- ※ 加工紙はリサイクルに適したものが業者に確認してください。

### リサイクルに適した製本加工

製本用針金，ホッチキス，製本用糸，EVA系ホットメルト等

### リサイクルに適した表面加工

光沢コート（ニス引き，プレスコート），光沢ラミネート（PP貼り），UVコート等

※ 表面加工は資源とエネルギーを要しますので，必要性を十分に考慮してください。

### リサイクルに適した異物

粘着テープ（リサイクル対応型）

### リサイクルに適したインキ類

- ① 通常インキ  
・・・凸インキ，平版インキ（オフセットインキ）等
  - ② デジタル印刷インキ類  
・・・ドライトナー
  - ③ 特殊インキ  
・・・UVインキ，金・銀インキ等
  - ④ 特殊加工・・・OPニス
- ※ オフセット印刷の場合は植物油インキを推奨します。



詳しくは「リサイクル対応型印刷物作成ガイドライン」（日本印刷産業連合会）P3をご覧ください。  
[http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/file/h26\\_recycle\\_guideline.pdf](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/file/h26_recycle_guideline.pdf)

# 参考

環境ラベル	内容
	<p>・<b>グリーン購入法適合商品</b></p> <p>グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する)第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。</p>
	<p>・<b>エコマーク</b></p> <p>様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>・<b>グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品されている商品</b></p> <p>グリーン購入ネットワーク(GPN)は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</p>
	<p>・<b>FSC 認証</b></p> <p>「FSC 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・<b>PEFC 森林認証</b></p> <p>「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・<b>SGEC 認証</b></p> <p>「SGEC 認証制度」は、一般社団法人緑の循環認証会議が管理する日本独自の森林認証制度。平成28年(2016年)にPEFC認証と相互承認している。</p>
	<p>・<b>間伐材マーク</b></p> <p>間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>
	<p>・<b>グリーンマーク</b></p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。</p> <p>グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレトペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>

 <p>バイオマス</p>	<p>・ <b>バイオマスマーク</b></p> <p>生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。</p> <p>植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中の CO<sub>2</sub> を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中の CO<sub>2</sub> を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>
	<p>・ <b>JOIFA グリーンマーク</b></p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>・ <b>国際エネルギースタープログラム</b></p> <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU 等 9 か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>・ <b>E&amp;Q マーク</b></p> <p>一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。</p>
	<p>・ <b>省エネラベリング制度</b></p> <p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。</p>
	<p>・ <b>PC グリーンラベル</b></p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン 3R 推進協会が運営する制度。</p>
	<p>・ <b>J-Moss グリーンマーク</b></p> <p>国内で販売される電気製品において化学物質※1 の含有表示を標準化したものです。（標準化番号：JIS C 0950）このうち、特定の商品カテゴリーにおいては法令で表示が義務づけられています。対象となる商品カテゴリーは、パーソルコンピュータ、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機である。</p> <p>※1 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの 6 物質が対象で、含有率が基準値以下の場合には、「J-Moss グリーンマーク」を表示することができます。</p>
	<p>・ <b>JIS マーク</b></p> <p>工業標準化法第 19 条第 20 条等に基づき国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
	<p>・ <b>統一省エネラベル</b></p> <p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>

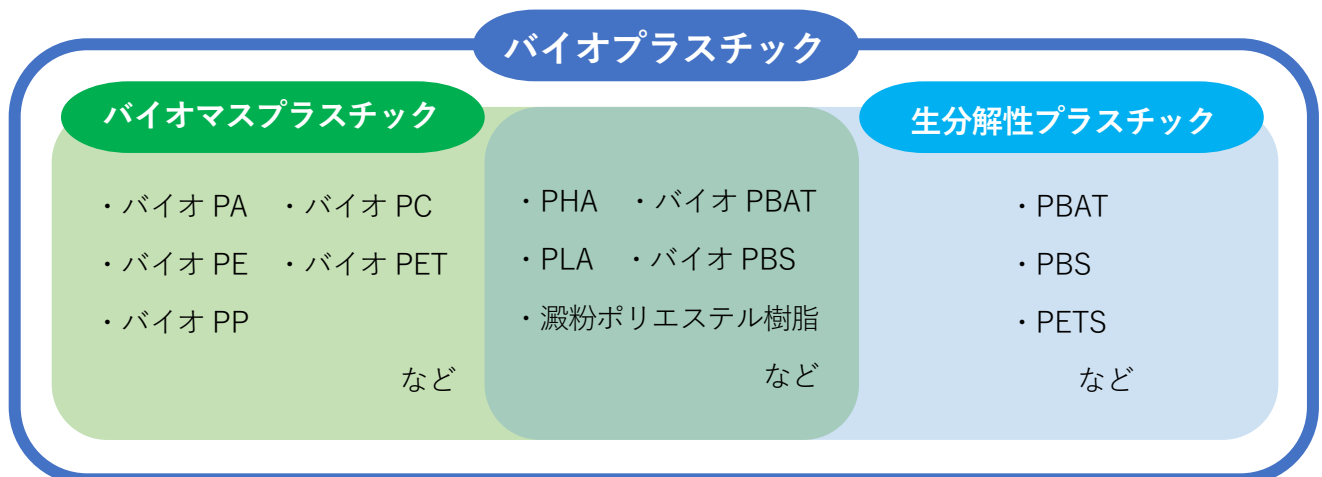
 <p>明日のために、ノンフロン。</p>	<p>・<b>ノンフロンマーク</b> 統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>
 <p>平成32年度 燃費基準達成車</p>	<p>・<b>燃費基準達成ステッカー</b> 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。</p>
 <p>★★★★★ 低排出ガス車 平成30年 排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</p>	<p>・<b>低排出ガス車認定</b> 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
 <p>低燃費タイヤ</p>	<p>・<b>低燃費タイヤ統一マーク</b> 転がり抵抗性能の等級が A 以上でウェットグリップ性能の等級が a～d の範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。</p>
 <p>ECO UNIFORM</p>	<p>・<b>エコユニフォームマーク</b> 日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
 <p>PETボトル 再利用品</p>	<p>・<b>PET ボトルリサイクル推奨マーク</b> 使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度。</p>
 <p>環境と安全に配慮 全日本ベッド工業会</p>	<p>・<b>フレームマーク</b> 環境と安全への配慮し、の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。</p>
 <p>衛生 マットレス 全日本ベッド工業会</p>	<p>・<b>衛生マットレス</b> 衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」〔“ホルマリン溶出量”や“抗菌防臭加工”や厳選された材料（フェルト類は未利用繊維使用、「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない）などの厳しい基準〕をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。</p>
 <p>BP<sup>®</sup> バイオマスプラ</p>	<p>・<b>バイオマスプラスチックマーク</b> バイオマスプラスチックとは、植物等の由来物質を、プラスチック校正成分として、所定量以上含むバイオマスプラスチック製品である。日本バイオプラスチック教会（JBPA）では、協会が定める基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証紙、</p>

 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率50%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率40%再生紙を使用</p>	<p>・再生紙使用マーク</p> <p>「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で、誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社とご確認の上、正しい数字を表示すること。</li> <li>・再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。</li> <li>・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。</li> <li>・古紙パルプ配合率を示した数値・文言，説明とあわせて表示すること。</li> <li>・マークの形は崩さないこと。ただし，文字の大きさ，色は自由。</li> </ul>
	<p>・植物油インキマーク</p> <p>植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた，植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは，再生産可能な大豆油，亜麻仁油，桐油，ヤシ油，パーム油等植物由来の油，及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で，植物油インキとは，インキ中に含有する植物油，または植物油を原料としたエステルとの合計が，含有基準量以上のインキ。</p>

## 〈バイオプラスチックについて〉

### バイオプラスチックの定義

- ・バイオマスプラスチック…原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
- ・生分解性プラスチック……プラスチックとしての機能や物性に加えて，ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し，最終的には，二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源，または，化石資源を使用したもの。
- ・バイオプラスチック……バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

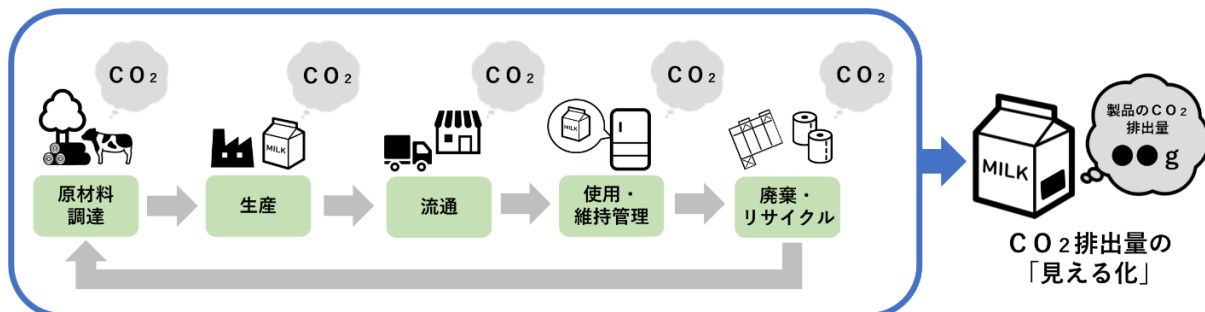


参考：「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）

## 〈定量的環境情報（CFP（カーボンフットプリント））について〉

CFP（カーボンフットプリント）とは、Carbon Footprint of Products の略称で、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO<sub>2</sub> に換算して、商品やサービスにわかりやすく表示する仕組み。

出典：一般社団法人産業環境管理協会「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」ウェブサイト

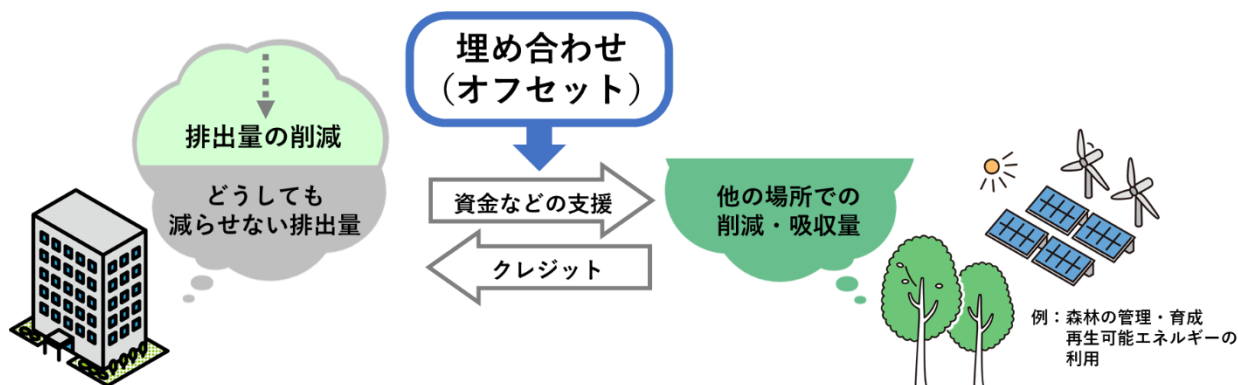


カーボンフットプリントのイメージ

## 〈カーボン・オフセットについて〉

カーボン・オフセットとは、私たちの活動により排出される CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出をまずできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動（削減・吸収量）により埋め合わせるという考え方。

出典：環境省「カーボン・オフセットフォーラム」ウェブサイト



カーボン・オフセットのイメージ

## 函館市のグリーン購入の取組について

第 20 回グリーン購入大賞およびエコマークアワード 2019 でダブル受賞！

函館市のグリーン購入等の取組が第 20 回グリーン購入大賞〈大賞〉およびエコマークアワード 2019〈優秀賞〉を受賞しました。双方同時受賞は全国で初、ダブル受賞も全国の自治体で初となり、エコマークアワードについては道内の自治体で初めて優秀賞を受賞しました。さらなるグリーン購入の推進に向けて、ご協力をお願いいたします。

### 第 20 回グリーン購入大賞

概要…「持続可能な調達」を通じて、グリーン市場の拡大に貢献した取組と SDGs の目標達成に寄与する取組を表彰するもの。

審査結果…大賞（行政・民間団体部門）

### エコマークアワード 2019

概要…エコマークを通じて「消費者の環境を意識した商品選択、企業の環境改善努力による、持続可能な社会の形成」に大きく寄与する取組を表彰するもの。

審査結果…優秀賞

函館市グリーン購入推進ガイドライン

発行／令和 6 年（2024 年）4 月 編集／函館市環境部環境政策課 TEL：85-8197 FAX：85-8198